

議案第114号

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年9月5日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

川崎市スポーツセンター条例（昭和60年川崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設専用利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設専用利用料

種 別				金 額				
				午 前	午後1	午後2	夜 間	全 日
				9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
入場料 を徴収 しない 場合	全 面 利 用	幸 高津 宮前 多摩 麻生	6,930円	8,250円	9,240円	10,560円	31,240円	
		幸						

大体育室	半面利用	高津 宮前 多摩 麻生	3,460円	4,120円	4,620円	5,280円	15,620円
	入場料を徴収する場合	幸 高津 宮前 多摩 麻生	20,790円	24,860円	27,830円	31,680円	93,940円
小体育室		幸 高津	3,850円	4,510円	5,060円	5,720円	17,160円
		宮前 麻生	2,750円	3,190円	3,630円	4,180円	12,430円
		多摩	990円	1,210円	1,430円	1,650円	4,840円
第1 武道室		高津 多摩 麻生	990円	1,210円	1,430円	1,650円	4,840円
第2 武道室		高津 多摩 麻生	990円	1,210円	1,430円	1,650円	4,840円

研修室	高津					
	多摩	1,760円	1,760円	1,870円	2,310円	6,930円
	麻生					
第1研修室	幸	1,210円	1,320円	1,540円	1,760円	5,390円
	宮前	1,760円	1,760円	1,870円	2,310円	6,930円
第2研修室	幸	880円	990円	1,100円	1,540円	4,180円
	宮前	1,760円	1,760円	1,870円	2,310円	6,930円
第3研修室	幸	1,210円	1,320円	1,540円	1,760円	5,390円
種 別		単 位				金 額
温水プール	多摩	1コース1回2時間まで				3,300円
アーチェリー練習場	多摩	1回2時間まで				990円
野球場	多摩	1回2時間まで				2,750円
テニスコート	多摩	1面1回1時間まで				820円
テニスコート照明施設	多摩	1面1回1時間まで				880円

別表の1施設専用利用料の表備考第1項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表の2設備専用利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

## 2 設備専用利用料

種 別	単 位	金 額
スポーツ設備	1組、1台、1枚、1面その他1単位 1回	1,100円
その他設備	1組、1キロワットその他1単位 1回	1,650円

別表の3個人利用料の表を次のように改める。

種 別		金 額			
		午 前	午後 1	午後 2	夜 間
		9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分
大体育室 小体育室	6歳以上20歳未満の者	110円	110円	110円	110円
第1武道室 第2武道室	20歳以上の学生				
	20歳以上の者 (学生を除く。)	220円	220円	220円	220円
種 別		基本料金		超過料金	
トレーニング室	12歳以上20歳未満の者(小学生を除く。)	1人1回3時間まで 110円		超過時間30分までごとに 18円	
	20歳以上の者 (学生を除く。)	1人1回3時間まで 220円		超過時間30分までごとに 36円	
温水プール	3歳以上15歳未満の者	1人1回2時間まで 220円		超過時間30分までごとに 55円	
	15歳以上の者 (中学生を除く。)	1人1回2時間まで 550円		超過時間30分までごとに 137円	

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

### 制 定 要 旨

スポーツセンターの利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。